

高松市・香南町

vol.5 2005.4

合併協議会だより

編集・発行／高松市・香南町合併協議会事務局

合併協定書に調印!



高松市と香南町は、同じく高松市と合併協議を行っている香川町、国分寺町、牟礼町、庵治町の4町と合同で合併協定調印式を開催しました。

高松市議会、香南町議会で 合併関係議案を可決しました

今後は、県議会での議決、県知事の決定、総務大臣の告示を経て、平成18年1月10日に合併が実現することになります。

Contents (目次)

- 合併協定調印式を開催 2
- 合併までのスケジュール 3
- 両市町議会で合併関係議案を可決 3
- 香川県知事へ合併申請 3
- 合併協定書の内容 4～17
- まちづくりプラン（建設計画）..... 18～19
- 合併に向けた取組経過 20
- 第7回～第10回会議の結果 20
- お知らせ 20

合併協定調印式を開催

平成17年3月4日(金)午後1時30分から、全日空ホテルクレメント高松において、高松市・香南町を含む1市5町の合同合併協定調印式が行われました。

調印式では、最初に、これまでの経過の報告等が行われ、その後、来賓・合併協議会委員など170名が見守る中、増田高松市長と辻香南町長が、高松市・香南町の合併協定書に、署名、押印し、続いて立会人である真鍋香川県知事が署名しました。

すべての署名が終わった後、香川県知事より高松市長、香南町長に合併協定書が手渡され、固い握手が交わされました。

続いて、高松市長、香南町長からあいさつがあり、来賓の真鍋香川県知事と増田香川県議会議長より、祝辞をいただきました。



固い握手を交わす高松市長、香川県知事、香南町長



香南町長



高松市長



立会人として署名する香川県知事

Q & A 6

合併協定書とは

合併協定書とは、これまで協議会で確認されてきた合併協議の内容を市長・町長が最終的に確認し、その内容に基づいて合併することについて、それぞれの議会に議案を提出する際に必要となるものです。

協定書には、

(1)基本項目

(合併の方式、合併の期日、市の名称等)

(2)合併特例法による特例項目

(議会の議員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い等)

(3)建設計画

など、協議会で確認された53の合併協定項目の内容が掲載されています。(内容は4ページ以降参照)



合併までのスケジュール



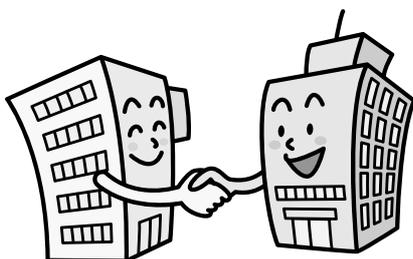
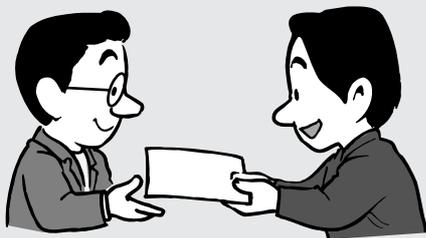
今はこのあたり
です。



合併協定書の調印後、合併に至るまでに必要な手続き等、今後の予定は左のとおりです。

香川県知事へ合併申請

平成17年3月31日、高松市長、香南町長が香川県庁を訪れ、香川県知事に合併（廃置分合）申請書を提出しました。



両市町議会において、合併関係議案を可決

平成17年3月10日に香南町議会で、同月23日には高松市議会で、「高松市および香川郡香南町の廃置分合について」など合併関係5議案が、いずれも原案のとおり可決されました。

可決された合併関係5議案

- 高松市および香川郡香南町の廃置分合について
- 高松市および香川郡香南町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 高松市および香川郡香南町の廃置分合に伴う議会の議員の定数の特例に関する協議について
- 高松市および香川郡香南町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等の特例に関する協議について
- 高松市および香川郡香南町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について

合併協定書の内容

※詳細は会議資料等をごらんください。
(20ページの「お知らせ」参照)

1 合併の方式

香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日については、平成18年1月10日とする。

3 市の名称

市の名称については、高松市とする。

4 市の事務所の位置

市の事務所の位置については、高松市番町二丁目8番15号とする。



高松市役所

5 財産の取扱い

香南町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い①

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、香南町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に關し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。(別紙は省略)

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い②

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香南町の区域により選挙区を設ける。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

香南町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。
香南町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

合併後の香南町地域の住民生活についてお知らせします。

※地域審議会について①～学校教育事業について⑩

地域審議会について①

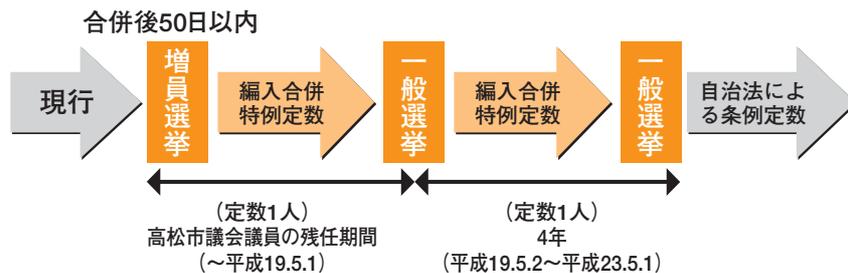
合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させるために、合併前の香南町の区域に地域審議会を設置します。

- **委員** 香南町地域に住所を有し、選挙権を有する者 15人以内(任期2年)
- **設置期間** 平成18年1月10日(合併の日)から平成28年3月31日まで
- **所掌事務** 建設計画の執行状況や香南町地域のまちづくりなどについて、市長の諮問に応じて、審議、答申し、または意見を述べます。

議会の議員について②

合併特例法の定数特例(※)を2回適用します。

- **選挙区** 香南町の区域
- **特例定数** 1人



※合併特例法では、編入される市町村の区域から1人以上の議会の議員が確保されるよう、一定期間に限り、議会の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて、人口に応じて増加定数を配分することが認められています。

9 地方税の取扱い③

地方税については、高松市の制度に統一する。

- 1 香南町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。
 - (1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。
- 2 香南町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準及び納期並びに固定資産税の宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
- 3 香南町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固

定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

香南町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。



11 町名・字名の取扱い④

香南町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「香南町岡」、「香南町由佐」、「香南町吉光」、「香南町横井」、「香南町池内」、「香南町西庄」とする。

主な地方税について③

税の区分		現 況		合 併 後	
		高 松 市	香 南 町		
法 人 市・町民税	均 等 割	制限税率(※) 6~360万円	標準税率 5~300万円	平成20年度までは現行のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一	
	法人税割	制限税率 14.7%	標準税率 12.3%		
軽自動車税		制限税率 (50cc以下、ミニカーは標準税率)	標準税率 (全ての車種)	平成22年度までは課税免除 平成23年度から高松市の制度に統一	
主なもの	原動機付自転車	50cc以下	1,000円(両市町とも同じ)		
	軽自動車	乗用自家用	7,800円		7,200円
	4輪以上	貨物自家用	4,300円		4,000円
事業所税	資産割	事業所床面積1m ² につき600円 (1,000m ² 超の事業所のみ課税)	課税なし	平成22年度までは課税免除 平成23年度から高松市の制度に統一	
	従業者割	従業者給与総額の0.25% (従業者数100人超の事業所のみ課税)	課税なし		
納期前納付に対する報奨金		平成17年度から廃止 ◎廃止前の制度 納期前に納付した税額× 0.5/100×納期前の月数 (交付限度額:各期ごとの 税額が10万円まで)	納期前に納付した税額× 1/100×納期前の月数 (交付限度額:報奨金額が 2万円まで)	住民税に係る報奨金は、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から廃止 固定資産税に係る報奨金は、平成18年度から平成20年度までは廃止前の高松市の制度を適用し、平成21年度から廃止	

※制限税率の上限=標準税率×1.2

住所表示について④

香南町地域の住所表示は、「香川郡」が「高松市」に変わり、「大字」の2字が除かれます。

(例示) 現在 香川郡香南町大字岡〇〇〇番地
↓
合併後 高松市香南町岡〇〇〇番地

- (町名)
- 香南町岡
 - 香南町由佐
 - 香南町吉光
 - 香南町横井
 - 香南町池内
 - 香南町西庄

12 慣行の取扱い⑤

市章については、高松市の市章を用いる。
市民憲章については、高松市の市民憲章を用いる。
都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。
市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。
ただし、香南町の町木及び町花については、香南地区の推奨の木及び花とする。
香南町のマスコットキャラクター「ししまるくん」については、香南地区のマスコットキャラクター

ターとして引き継ぐ。

13 事務組織及び機構の取扱い⑥

現在の香南町役場については、香南町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。香南支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香南町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。
住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。
ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

15 特別職の職員の身分の取扱い

香南町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。
香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。
土地開発公社については、高松市の制度を適用する。

慣行について⑤



市章



市木(黒松)



香南地区の推奨の木(モクセイ)



市花(つつじ/さつきを含む)



香南地区の推奨の花(キク)



市の都市イメージキャラクター



香南地区のマスコットキャラクター(ししまるくん)

香南町役場について⑥

現在 香南町役場
↓
合併後 高松市役所の支所になります。

※支所での業務内容については、今後、両市町で協議します。



香南町役場



香南町消防団については、高松市消防団に統合する。
消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

19 消防団の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努める。

18 公共的団体等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。
香南町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

17 附属機関等の取扱い

20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。
香南町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。
ただし、香南町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
ただし、香南町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。



国民健康保険について⑦



◎国民健康保険料(税)率等

(平成16年度)

区分	現況		合併後
	高松市	香南町	
医療給付費分	所得割	7.0/100	5.7/100
	資産割	26.9/100	40.0/100
	均等割	29,100円	27,600円
	平等割	24,200円	28,800円
	限度額	530,000円	530,000円
介護納付金分	所得割	1.5/100	0.6/100
	資産割	5.9/100	4.0/100
	均等割	7,000円	6,000円
	平等割	4,300円	3,000円
	限度額	80,000円	80,000円
出産育児一時金	300,000円	300,000円	
葬祭費	50,000円	30,000円	

※高松市の介護納付金分に係る保険料率については、平成17年度から改定されています。

◎国民健康保険料(税)の比較(一例)

(平成16年度の算定方法により試算)

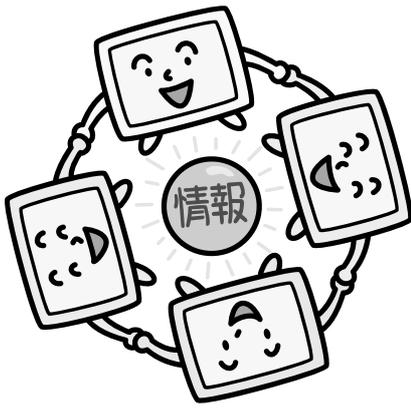
夫婦(介護保険第2号被保険者)と子供2人で、世帯主(介護保険第2号被保険者)の前年(平成15年)所得:200万円
平成16年度固定資産税額:5万円の場合

(単位:円)

	高松市	香南町
医療給付費分	270,900	254,300
介護納付金分	46,300	27,000
合計	317,200	281,300

※両市町とも、別途、所得状況に応じて、軽減制度があります。





電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼動を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、

24-1 電算システム事業

24 各種事務事業の取扱い

香南町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。

23 介護保険事業の取扱い⑧



広聴広報事業について⑨



合併後は、高松市が実施している下記の相談事業を利用することができます。ただし、現在、香南町で実施している相談事業は、住民の利便性等も考慮し、住民サービスが低下しないよう取り扱います。

◎主な広報事業

広報紙	毎月2回(1・15日)発行
視聴覚障害者等への広報	点字広報(毎月1回発行)
	声の広報(毎月1回発行)
その他の広報事業	ホームページ メールマガジン など

◎相談事業

相談種別・内容		実施日
市政相談		月～金曜日
一般相談		月～金曜日
専門相談	人権法律相談	毎週月曜日
	弁護士法律相談(予約制)	毎週火曜日 第1・3木曜日
	司法書士法律相談(予約制)	第2・4木曜日
	社会保険労務士相談	毎週火曜日
	行政書士相談	第1・3金曜日
	行政相談	毎週水曜日
	税務相談	第2金曜日
	戸籍相談	第3火曜日
	緑化相談	第2・4火曜日
	環境行政相談	第4金曜日
	消費生活相談	月～金曜日
	育児相談	月～金曜日
	健康相談	月～金曜日

※他に各担当部署で様々な相談を実施しています。

24-2 広聴広報事業⑨

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整する。

住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。ただし、高松市にないシステムについては、香南町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。



介護保険について⑧



65歳以上の人の介護保険料は、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は第3期介護保険事業計画(※)における保険料額を踏まえ、調整します。



◎介護保険料

(平成15～17年度)

段階	現況	
	高松市	香南町
第1段階	16,200円	18,000円
第2段階	29,100円	27,000円
第3段階	40,400円	36,000円
第4段階	50,500円	45,000円
第5段階	60,600円	54,000円
第6段階	70,700円	なし

※平成17年度に介護保険事業計画の見直しを行い、平成18～20年度の介護保険料が算定されます。

24-3 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。
 ただし、吉光文化センター及び吉光児童館の開館日については、現行のとおりとする。
 香南町地域における個人給付等事業及び運動団体等補助・委託事業の事業内容については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24-4 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。
 ただし、香南町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

24-5 障害者福祉事業⑩

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。
 心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24-6 高齢者福祉事業⑩

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の高齢者入湯助成事業については、合併時の対象者で、香南町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。

香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。

香南町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町地域における高齢者と施設との交流事業(配食サービス事業)の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

合併時に、香南町地域において



ふれあい福祉センター勝賀(高松市)

香南町の高齢者入湯助成事業

香南楽湯の入湯券配布については、対象者を限定して、合併後も引き続き行います。



24-7 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

高齢者生きがいデイサービス事業のサービスを受けている高齢者で、高松市の対象者の要件に該当しない者については、合併後も対象者とする。
 香南町地域の高齢者生きがいデイサービス事業の対象者が、香南町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

香南町の介護予防等拠点施設



地域ふれあいセンター



ふれあい館

24-8 児童福祉事業①

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

香南町の「ししまる館」については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。

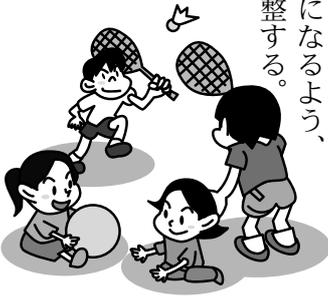
香南町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。

ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。

香南町の放課後児童クラブの利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整する。



 児童福祉事業について①
 

◎新しく受けられる主なサービス

事業名	項目	内容
一時保育	内容	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育などの一時的な保育
	保育時間	【公立】月～金曜日の9:00～16:00 【私立】保育所により異なる
	保育料	【公立】1日2,500円、半日1,500円 【私立】保育所により異なる
認可外保育施設入所第3子等保育料助成	内容	認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成
	助成額	【3歳未満児】10,000円/月 【3歳以上児】5,000円/月又は10,000円/月 (所得税額による)

※上記のほか、障害児保育などの特別保育事業、病後児保育事業など様々なサービスを新たに受けることができます。

保育料について

香南町の保育所の保育料については、高松市の保育料と比較してあまり差がないことから、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から高松市の制度に統一します。



高松保育まつり



香南保育所

ししまる館
(香南町)

24-9 その他の福祉事業⑩

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

特定疾患者援護事業、原子爆弾被爆者援護事業及び介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。

合併時に、香南町地域において紙おむつ給付事業の給付を受けている6か月未満の寝たきり高齢者等については、合併後も給付する。

香南町地域における緊急通報装置貸与等事業の通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域の児童福祉年金の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、現行の香南町の制度における年齢要件を適用し、対象者とみなすものとする。



各種福祉事業について⑩



◎新しく受けられる主なサービス

事業名	項目	サービス内容
訪問入浴サービス事業	対象者	家庭内において入浴困難な寝たきりの身体障害者で、医師が入浴可能と認める者
	内容	巡回入浴車を派遣して、入浴を支援する。
心身障害者(児)紙おむつ給付事業	利用者負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額を負担する。 (0～12,500円/回 ※18階層に区分して徴収)
	対象者	一定の要件を満たす障害者(児)
福祉タクシー助成事業 ④障害者 ⑤高齢者	要件	生計中心者の前年分所得が800万円以下
	内容	1か月60枚の紙おむつを給付する。
福祉タクシー助成事業	対象者	④一定の要件を満たす障害者(児) ⑤65歳以上で要介護認定を受けている市民税非課税の在宅高齢者
	内容	④1枚500円(精神障害550円)のタクシー券を、以下のとおり交付する。 年間30枚(身体障害者手帳1級、車椅子、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の者) 年間15枚(身体障害者手帳2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳2級の者) ⑤年間15枚のタクシー券を交付する。 1枚(法人タクシー550円、個人タクシー540円、身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)
育成医療等負担費用助成事業	内容	育成医療等の給付を受けて、国の基準に定める費用を負担している者に助成する
	適用医療	・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療) ・更生医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常活動を容易にするために必要な医療) ・療育医療(結核にかかっている児童を病院に入院させて行う療育の給付のうちの医療分)
補装具給付費用負担額助成事業	内容	補装具の交付又は修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。(補装具:身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)
在宅重度障害者介護見舞金支給事業	内容	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者のうち、一定の要件を満たす者を常時介護している者(所得要件あり)に対して、月額6千円の見舞金を支給する。

◎変更になる主なサービス

事業名	項目	現 況		合併後
		高 松 市	香 南 町	
心身障害者医療費助成事業	対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A、A、B又は戦傷病者手帳(一定要件有)に該当する者(所得制限なし)	高松市と同じ(身体障害者手帳4級及び療育手帳Bについては、年齢が70歳未満の者で、所得制限あり)	平成17年度は現行のとおり 平成18年度から高松市の制度に統一
	内容	高額療養費を除く、保険診療の自己負担相当額	高松市と同じ(4級及びBについては、自己負担額の1/2)	
	方法	現物給付(市外の病院及び食事代は償還給付)	償還給付	
介護見舞金支給事業	種類	在宅寝たきり・高齢者等介護見舞金	家族介護慰労金	平成17年度は現行のとおり 平成18年度から高松市の制度に統一
	内容	65歳以上の在宅寝たきり・認知症高齢者を介護している家族(所得要件等あり)に対し、月額6千円の介護見舞金を支給する。	要援護高齢者等(要介護認定4、5と判定され、1年間介護保険のサービスを受けなかった、過去においておおむね3か月以上の長期入院をしていない、町民税非課税世帯の在宅の者)を常時介護している者(要援護高齢者等と同居するもので、在宅で介護している者)に対し、年額10万円の慰労金を支給する。	

24-10 保健衛生事業⑫

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

香南町保健センターについては、市町村保健センターとして、高松市に引き継ぐ。

香南町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。



高松市保健所



理化学検査室



細菌検査室



保健衛生事業について⑫



健康診査等について

香南町地域の1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、胃・子宮・乳がん集団検診、ことば相談及びこども相談の実施場所については、平成20年度まで今までの場所で実施します。

予防接種について

香南町地域のBCG接種については、医療機関で実施します。(今までどおり、自己負担はありません。)



集団検診の受付(香南町保健センター)



香南町保健センター

24-11 環境対策事業⑬

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

香南町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

香南町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。

衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香南町地域において、使用できるものとする。

香南町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

香南町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

ごみ処理事業(手数料)に係る香南町地域の臨時・粗大ごみ及び動物死体の取扱については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。





ごみ収集について⑬



◎ごみ処理手数料及び収集回数 (例) 家庭系一般廃棄物(可燃・破碎・資源ごみ)

区 分		現 況		合 併 後
		高 松 市	香 南 町	
手 数 料	燃やせるごみ 破 碎 ご み	10 ㊦ 10 円 20 ㊦ 20 円 30 ㊦ 30 円 40 ㊦ 40 円	20 ㊦ 20 円 30 ㊦ 30 円 45 ㊦ 50 円	ごみ袋については、合併時に高松市が指定するごみ袋に統一します。 なお、香南町指定のごみ袋については、平成19年度までは香南町地域において使用できます。
	資 源 ご み	無 料	40 ㊦ 20 円	
収 集 回 数	燃やせるごみ	週 2 回	高松市と同じ	ごみの収集回数については、平成19年度までは現行のとおり 平成20年度から高松市の制度に統一
	破 碎 ご み	月 2 回	週 1 回	
	資 源 ご み	月 2 回 (ただし、プラスチック製容器包装は週 1 回)	高松市と同じ	

※高松市では、平成16年10月1日から、家庭から出されるごみの有料化が実施され、「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」は、高松市が指定するごみ袋(以下「指定収集袋」)で出すことになっています。
高松市の指定収集袋は、右のシールが掲示された指定収集袋取扱店で購入できます。



南部広域クリーンセンター

24 | 12 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

「道の駅 香南楽湯」については、高松市に引き継ぐ。

香川県からの四国自然歩道管理業務の受託については、高松市が引き継ぐ。

香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。

合併時に、香南町の企業設置奨励条例に基づき、奨励金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香南町の制度を適用する。

香南町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

ボンフェスティバル
IN 香南

については、合併後も継続して行います。



道の駅 香南楽湯



木の風呂

24-13 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

香南町が実施している「さぬき農村ふれあい特区推進事業」については、高松市に引き継ぐ。

香南町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

香南町が事業主体として合併後も継続する土地改良事業に限り、完了するまでの間、現行のとおりとする。

香南町が実施している景観作物推進事業、麦作生産推進事業、園芸振興共進会奨励事業、果樹産地整備促進事業及びイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

香南町が実施している農業担い手育成連絡協議会、農業機械銀行、農業機械銀行推進協議会、酪農組合、肉牛研究会及び園芸生産組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

香南町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。

香南町の農林施設



大上親水公園



香南アグリウム

24-14 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

香南町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。

香南町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

急傾斜地崩壊対策事業に係る香南町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

水防対策に係る香南町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。

合併時において、香南町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

香南町が実施している「ふるさとづくり事業」及び「世代間交流花づくり事業」については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

香南町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成21年度において、高松市の制度に統一するよう、段階的な軽減措置を講ずる。



ふるさとづくり事業(香南町)

24-15 交通関係事業

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

香南町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時まで調整するものとし、チャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。



24-16 上水道事業⑭

香南町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の上水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

下水道使用料等について⑮

下水道使用料及び受益者負担金は、合併時に、高松市の制度に統一します。

区 分	現 況	
	高 松 市	香 南 町
平均下水道使用料	1,874円/月	2,058円/月
受益者負担金	150円/m ²	500円/m ²

※下水道使用料は、水道料金と合わせて徴収されます。

下水道事業については、高松市の制度に統一する。
 香南町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。
 水洗便所改造資金支援制度により、香南町で合併時までに融資があつてしまった者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香南町の制度を適用する。
 香南町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。
 浄化槽市町村整備推進事業により、香南町が合併時までに設置し、維持管理を行っている合併処理浄化槽については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、現行のとおりとする。

香南町の排水設備設置助成の取

24-18 消防防災関係事業

扱いについては、合併時までに調整する。

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。
 自警消防団の取扱いについては、合併時までに調整する。
 香南町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。
 戸別受信機設置補助については、

24-19 学校教育事業⑩

合併時までに調整する。

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。
 香南町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。
 香南町地域における運動部活動講師派遣事業については、現行のとおりとする。
 香南町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。

香南町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
 ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整する。
 香南町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

水道料金について⑭

水道料金については、高松市の水道料金に統一します。
 香南町地域の全体の74.4%は料金が安くなりますが、1か月の水道料金が高くなる場合は、急激な負担の増加をさけるため、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう、3年かけて段階的に調整します。
 調整方法は、水道料金の増加額について、合併後、1年目は概ね75%、2年目は50%、3年目は25%を減免します。

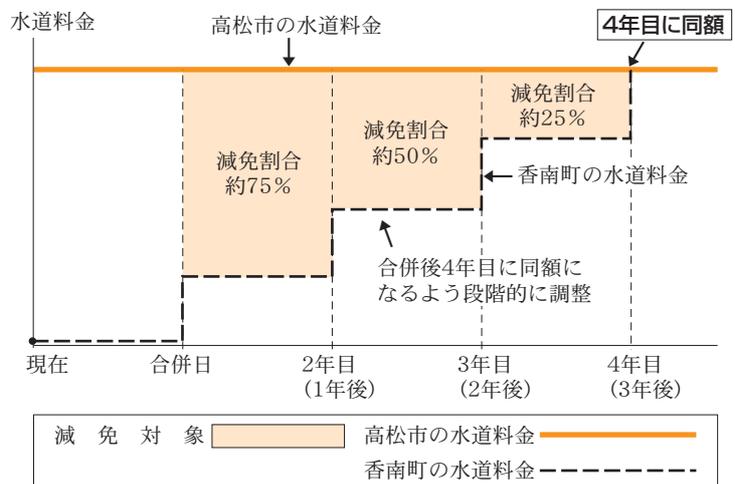
◎水道料金の比較

一 般 用	使用水量 (m ³)	高 松 市 (円)	香 南 町 (円)	差 額 (円)
メーター口径13mmの場合 (1か月)	0	1,050	1,522	△472
	10	1,470	1,732	△262
	※ 20	2,835	3,307	△472
	30	4,935	4,882	53
	50	9,135	8,032	1,103

(※印は、香南町の平均使用水量)

☆メーター口径13mmが香南町の栓数の構成の約89%を占めています。

◎水道料金の調整イメージ(水道料金が高くなる場合)





香南幼稚園

香南町地域の幼稚園授業料の納付方法、納付時期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

幼稚園児の受入れについては、現行のとおりとする。

香南町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

香南町地域の幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。

香南町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施する。



学校教育事業について⑬



◎新しく受けられる主な制度

事業名	項目	内容
奨学金支給制度	対象者	高松市に住所を有し、成績優秀かつ向上心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校等への進学が困難な者
	支給金額	月額9,000円
高等学校等入学準備金貸付制度	貸付対象者	高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な者
	貸付限度額	国・公立学校 100,000円以内(無利子) 私立学校 150,000円以内(無利子)
	返還方法	6か月据え置きの後、25か月以内の割賦弁済
私立幼稚園就園費補助	対象者	市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの園児の保護者で、市民税所得割課税額が102,100円を超える世帯
	補助額	年額27,600円 途中入園の場合は月割となる。

幼稚園授業料について

平成17年度は現行のとおりとし、平成21年度から高松市の授業料と同額になるよう、平成18年度から20年度までの3年間で段階的に調整します。

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。

香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。

香南町地域の「空港の町三世代交流ふれあいウォークラリー大会」及び「香南招待少年サッカー大会」については、現行のとおり継続する。

香南町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

香南町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。

香南町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

香南町地域の子ども会組織、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

香南町地域の町民運動会の補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。



香南招待少年サッカー大会



空港の町三世交代ふれあいウォークラリー大会(香南町)

24-21 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

香南町の陶芸館については、高松市に引き継ぐ。

香南町の学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業により、合併時に奨学金の貸与を受けている者につ

いては、現行の香南町の制度を適用する。
香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として引き継ぐ。
香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時までに調整する。



陶芸館(香南町)



24-22 その他の事業

○外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

○市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

○情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

○水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

○契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

○女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

○葬斎関係事業

葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。

○青少年健全育成事業

青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

なお、香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。

25 建設計画

建設計画については、別冊のとおり定める。
(18・19ページ参照)



高松市歴史資料館展示 御座船「飛龍丸」



香南町歴史民俗郷土館

新産業創造交流ゾーンを目指して～

まちづくりプラン（建設計画）

4.新しい高松市の都市づくり

◆将来構想を展望した都市づくりの方向

- (1) 道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり
- (2) 市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり
- (3) 地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり
- (4) 多様で幅広い交流を展開する都市づくり
- (5) 新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり
- (6) 地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくり

5.将来都市構想における望ましい都市像

21世紀の四国の州都を展望した
風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市／グレーター高松の創造

— 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松 —

エリア別の機能整備（まちづくり）のイメージ図

臨海部・島嶼部エリア

（海洋性交流創造エリア）

都市中心エリア

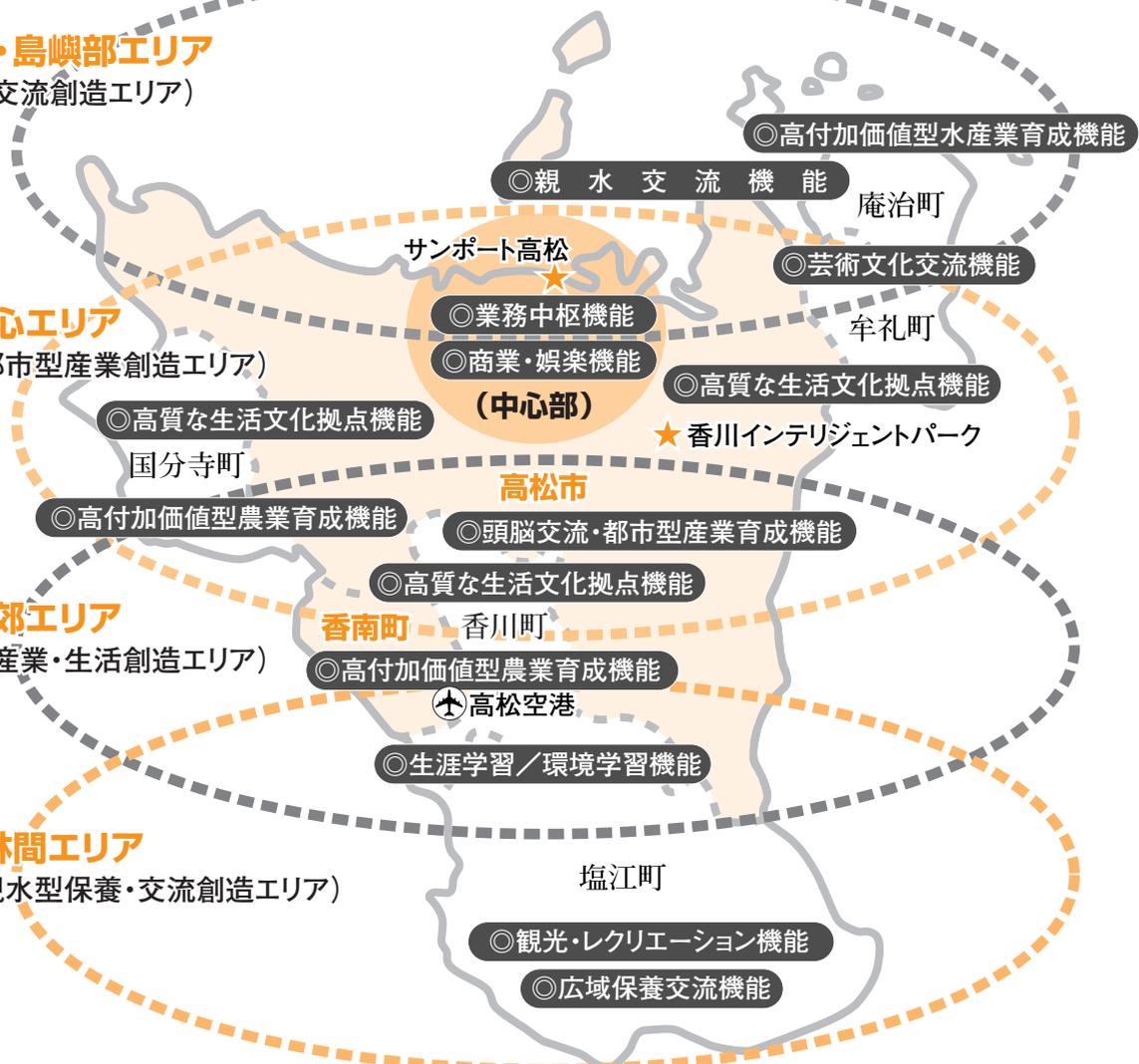
（業務・都市型産業創造エリア）

都市近郊エリア

（田園型産業・生活創造エリア）

丘陵・林間エリア

（親林・親水型保養・交流創造エリア）



◎は特に重点的な育成が図られるべき機能

～田園環境と空港を生かした快適生活、

高松市と香南町の合併による

1. 合併の考え方

1. 生活圏の広域化への対応

- 住民の生活圏の拡大
- 公共サービス受益・負担の不均衡
- 広域的まちづくりニーズの拡大

効率的な投資と均一的な公共サービス実現のための広域的・一体的・総合的な施策の展開

2. 少子高齢社会への対応

- 自治体財政の圧迫（収入減と負担増）

行政コストの縮減と住民ニーズに対応した合理的な行政組織の再構築

3. 自治能力の強化

- 求められる地方分権、住民自治・住民ニーズの多様化への対応力
- 厳しい財政状況下における自助努力

地方分権時代にふさわしい自治能力を築く行財政基盤・体制の充実強化

4. 緊密なつながりを踏まえた対応

- 自然・歴史・社会経済的一体性
- 一体的な広域行政展開の蓄積

緊密な連携を踏まえた一体的な新しいまちづくりへのステップアップ

高松市と
香南町の
合併

2. 高松市と香南町の合併によるまちづくり

◆合併による新しいまちづくりの理念

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源や地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指します。

また、みずからの判断と責任で、まちづくりを実践できる自立性の高い自治体を目指します。

このため、合併により、行財政基盤の充実強化を図り、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の一層の向上を図ります。

◆香南町地域のまちづくり

香南町地域の役割と機能

- (1) 自然を生かした快適生活創造機能
- (2) 「四国の空の玄関」機能
- (3) 暮らしの支援、交流機能

3. 香南町地域の5つのまちづくりの基本目標と主な重点取組み事項

(1) “連帯”のまちづくり

- ・社会福祉センター等の機能の活用 ・保健・医療・福祉の連携 ・保育所施設の整備
- ・センターまつりなど交流事業の促進など

(2) “循環”のまちづくり

- ・親水空間の整備 ・流域関連特定環境保全公共下水道事業 ・ごみの減量化・資源化の推進
- ・緑化と花づくり活動の支援など

(3) “連携”のまちづくり

- ・自主防災組織の充実強化 ・幼稚園、小・中学校施設の整備（施設の耐震化、中学校体育館の整備等）
- ・特色あるスポーツ施設の整備 ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業など

(4) “交流”のまちづくり

- ・農業生産基盤の整備 ・県道等整備 ・市道等整備
- ・都心部と空港を結ぶ公共交通のあり方研究 ・都市計画マスタープラン策定事業など

(5) “参加”のまちづくり

- ・支所機能の整備 ・コミュニティ活動拠点の充実整備 ・香南地区地域審議会の開催など

高松市・香南町の合併に向けた取組経過

年月日	内容
平成15年 11月 4日	住民発議により、高松市との合併協議会の設置を請求
12月19日	高松市議会が合併協議会設置議案を可決
12月22日	香南町議会が合併協議会設置議案を可決
平成16年 2月 2日	市長・町長が合併協議会規約に関する協議書に調印
	高松市・香南町合併協議会を設置
2月 9日	第1回会議 開催
3月25日	第2回会議 開催
4月20日	第3回会議 開催
6月30日	第4回会議 開催
8月11日～8月12日	建設計画作成に当たっての住民懇談会を開催（2回）
8月13日	第5回会議 開催
11月 2日	第6回会議 開催
11月 8日	香川県が香南町を合併重点支援地域に追加指定
12月 6日	第7回会議 開催
12月24日	第8回会議 開催
平成17年 1月 4日	第9回会議 開催
1月18日～1月27日	香南町が住民説明会を開催（8回）
1月24日	建設計画についての県との協議が調う
2月18日	第10回会議 開催（すべての合併協定項目を確認）
3月 4日	合併協定調印式を開催
3月10日	香南町議会が合併関係議案を可決
3月23日	高松市議会が合併関係議案を可決
3月31日	香川県知事へ合併申請

第7回会議から第10回会議で確認等された事項

- ◆第8回会議
- ・日時 平成16年12月24日（金）
・場所 高松市役所
- 協議事項
- 地域審議会の取扱い
 - 一般職の職員の身分の取扱い
 - 一部事務組合等の取扱い
 - 消防団の取扱い
 - 国民健康保険事業の取扱い
 - 事務組織及び機構の取扱い
 - 高齢者福祉事業
 - 保健衛生事業
 - 上水道事業

- ◆第7回会議
- ・日時 平成16年12月6日（月）
・場所 香南町中央公民館
- 協議事項
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
 - 地方税の取扱い
 - 条例・規則等の取扱い
 - 電算システム事業
 - 広聴広報事業
 - 介護保険事業の取扱い
 - 障害者福祉事業
 - 消防防災関係事業
 - その他の事業
（市・町民褒章制度）
（葬斎関係事業）
（青少年健全育成事業）

- ◆第10回会議
- ・日時 平成17年2月18日（金）
・場所 香川県自治会館
- 協議事項
- 人権啓発事業
 - コミュニティ施策
 - 児童福祉事業
 - 環境対策事業
 - 建設関係事業
 - 下水道事業
 - 社会教育事業
 - 文化振興事業
 - その他の事業
（女性政策）
（契約制度）
（墓園関連事業）
 - 合併の期日（再提案）
 - 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
 - 建設計画
- 議案事項
- 合併協定書

- ◆第9回会議
- ・日時 平成17年1月14日（金）
・場所 香南町中央公民館
- 協議事項
- その他の福祉事業
 - 商工・観光関係事業
 - 農林水産関係事業
 - 学校教育事業

編集・発行 高松市・香南町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号（高松市役所6F）
TEL:087-839-2121 FAX:087-839-2125
URL <http://www.takamatsu-kounan.jp>
E-mail m2448@city.takamatsu.lg.jp

お知らせ

- 会議資料等の閲覧について
合併協議会事務局と高松市役所、香南町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録などをごらんいただけます。